

南国市告示第 1 0 3 号

令和 5 年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 1 1 日

南国市長 平山 耕三

令和 5 年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 5 3 年南国市条例第 2 0 号）第 1 7 条の規定に基づき、令和 5 年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 この補助金は、エネルギー価格及び物価の高騰に伴う設備等の調達価格の上昇に対する中小企業者の懸念を踏まえ、中小企業者が行う先端設備等の導入に要する費用の一部を補助することにより、労働生産性の向上に資する先端設備等の導入の促進を図り、もって地域産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等 法第 2 条第 1 4 項に規定する先端設備等をいう。
- (3) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する事務所、営業所（店舗を含む。）、工場、研究所等の施設をいう。ただし、無人の施設を除く。
- (4) 先端設備等導入計画 法第 5 2 条第 1 項に規定する先端設備等導入計画をいう。

(補助事業者等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の

交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助の要件は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和5年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、令和5年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、補助事業に係る契約等において暴力団を利用することとならないよう、南国市の暴力団の排除に係る取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約は、南国市が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間又は補助事業により取得し、若しくは効用の増加した財産に係る第6号に規定する期間（当該期間内に同号の規定により市長の承認を得て財産を処分した場合は、当該処分の日を期間の末日とする。）のいずれか長い期間保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、減価償却資産の耐用年

数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(7) 前号の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、速やかに市長に協議し、その指示に従って当該収入の全部又は一部を南国市に納付しなければならないこと。

(8) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定を遵守すること。

（変更申請等）

第８条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和５年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金変更等承認申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第９条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月８日のいずれか早い日までに、令和５年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第１０条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、令和５年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金確定通知書（様式第５号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第１１条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた補助事業者は、令和５年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

（報告等）

第１２条 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度から起算して５年間、補助事業により導入した先端設備等の稼働状況の確認を行い、毎年６月末日までに、令和５年度南国市先端設備等導入支援事業状況報告書（様式第７号）を市長に提出し

なければならない。

- 2 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第7条第4号から第7号まで、第12条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。